

高崎市告示第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として下記のとおり指定した。

令和7年1月9日

高崎市長 富岡賢治

記

指定区域

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
産-5	群馬県高崎市箕郷町矢原字十二本松2151番、2152番、2153番1、2154番1、2155番、2156番、2156番2、2157番、2157番2、2158番1、2158番2、2159番、2160番1、2160番2、2165番	ア

備考 埋立地の区分

ア 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

イ 令第13条の2第2号に規定する埋立地の区域

ウ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号に規定する埋立地の区域

エ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、規則第12条の31第2号に規定する埋立地の区域

オ 令第13条の2第3号ロに規定する埋立地であって、規則第12条の32に規定する埋立地の区域